ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設一覧

別表第１（大気排出基準）

	種類	規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料処理能力が 1t/h 以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	（焙焼炉・乾燥炉においては） ・原料の処理能力が 0.5t/h 以上 （溶解炉においては） ・容量が 1t 以上
5	廃棄物焼却炉	・火床面積が 0.5m2 以上 ・焼却能力が 50kg/h 以上